

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第5項で準用する第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び新発田地域振興局において縦覧に供する。

平成24年8月31日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 申請のあった年月日
平成24年8月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター
- 3 代表者の氏名
忠 隆司
- 4 主たる事務所の所在地
村上市片町5番23号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、岩船圏域の住民が元気に生き生き暮らすため、まちづくりの推進と支援に関する事業を行うと共に、住民、企業、行政のパートナーシップによる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

- 6 定款に記載された特定非営利活動の種類
 - (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
 - (2) 社会教育の推進を図る活動
 - (3) まちづくりの推進を図る活動
 - (4) 文化芸術又はスポーツの推進を図る活動
 - (5) 環境の保全を図る活動
 - (6) 災害救援活動
 - (7) 地域安全活動
 - (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (9) 国際協力の活動
 - (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
 - (11) 子供の健全育成を図る活動
 - (12) 前各活動に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言、又は援助の活動
- 7 定款の変更内容

| 変 更 後 | 変 更 前 |
|--|---|
| (特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 観光の振興を図る活動</u> <u>(5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動</u> <u>(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動</u> (7)～(12) (略) <u>(13) 子どもの健全育成を図る活動</u> <u>(14) 経済活動の活性化を図る活動</u> <u>(15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動</u> <u>(16) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u> | (特定非営利活動の種類) 第4条 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 文化芸術又はスポーツの振興を図る活動</u> (5)～(10) (略) <u>(11) 子供の健全育成を図る活動</u> <u>(12) 前各活動に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</u> |
| (権能) 第23条 (略) | (権能) 第23条 (略) |

| | |
|---|---|
| <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動</u>予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動</u>決算</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動</u>予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>活動</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>事項</u>については所轄庁の認証を得なければならない。</p> | <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支</u>予算並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支</u>決算</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>収支</u>計算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(事業報告及び決算)</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、<u>収支</u>計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する<u>軽微な事項</u>を除いて所轄庁の認証を得なければならない。</p> |
|---|---|